

【アメリカ】 大統領決定による難民受入れ枠の拡大

2015 年 9 月 29 日、オバマ大統領は、10 月 1 日から始まる 2016 会計年度において米国が受け入れる難民の枠を 8 万 5 千人と定める「大統領決定」(Presidential Determination)を発した。移民及び国籍法 (Immigration and Nationality Act) 第 207 条 (合衆国法典第 8 編第 1157 条) は、毎会計年度の開始前に大統領が難民の受入れ枠を定めることを規定しており、今回の大統領決定は、この規定に基づくものである。前年度 (2015 会計年度) の受入れ枠は 7 万人であった。大統領決定には受入れ枠の地域別内訳も定められており、シリアを始め、難民問題が深刻な近東・南アジア地域は 3 万 4 千人とほぼ半数を占めている。かねて議会では、受入れ枠の大幅増大を求める民主党と、治安問題への影響を懸念する共和党の間で論戦が続いてきたが、オバマ政権は、人権団体の働きかけもあり、積極方策へ舵を切った。ケリー国務長官の声明によれば、2016 会計年度においてシリアからは 1 万人、全体でも今後 10 万人を受け入れることが目標とされている。

(海外立法情報課・鈴木 滋)

・ <https://www.whitehouse.gov/the-press-office/2015/09/29/presidential-determination-presidential-determination-refugee-admissions>

【アメリカ】 政府研究員雇用プログラムを定める大統領令

オバマ政権は、2012 年以降、イノベーション戦略の一環として、民間技術者を政府機関で雇用し、各種研究開発に携わらせるプログラムを運用してきたが、2015 年 8 月 17 日、オバマ大統領は大統領令第 13704 号を発令し、プログラムの永続化を定めた。この命令 (全 7 か条) は、優れた民間技術者が政府機関に勤務することを国益と規定し (第 1 条)、共通役務庁 (General Services Administration 以下「GSA」) 長官が「大統領イノベーション研究員 (フェロー) プログラム」を設置すること、GSA 長官により任命された者 (以下「管理者」) がプログラムを管理することなどを定める (第 2 条)。そのほか、プログラムの運用について管理者への助言を行う「諮問委員会」(Advisory Board) の設置 (第 3 条)、管理者が、研究員の各種プロジェクトへの参加に係る出願及び推薦手続や研究員の給与・手当を定めること (第 4 条)、研究員の雇用期間を 6 月以上 2 年未満とすること (第 5 条) などが定められている。

(海外立法情報課・鈴木 滋)

・ <http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/FR-2015-08-20/pdf/2015-20801.pdf>

【アメリカ】 連邦政府の調達契約先企業従業員に対する有給病気休暇の付与

連邦政府の調達契約先企業に対し、契約業務に従事する被用者に有給の病気休暇の付与を義務付ける大統領令第 13706 号が、2015 年 9 月 7 日に発令され、2017 年 1 月 1 日から運用される。米国には全国一律の法定の有給病休制度はなく、オバマ大統領は 2015 年一般教書演説で、連邦議会に病休制度導入の検討を呼びかけていた。今回の大統領令は大統領権限の範囲内で制度の導入を目指すもので、約 30 万人が対象となる見込みである。病休は就労 30 時間につき 1 時間以上付与され、少なくとも年 7 日は取得できる。未使用休暇の持越しは 7 日まで可能だが、給与としての払戻しはない。対象は被用者とその家族 (親子、配偶者、血縁者及びこれらと同等の緊密な関係にある者) の身体・精神の疾病の治療及び予防治療を含む医療措置並びに DV、性的暴行等の被害に対するカウンセリング及び支援機関による支援である。連続 3 日以上 of 休暇取得の際は、職場への 7 日前までの通知及び受診証明書の 30 日以内の提出が、被用者に義務付けられる。

(海外立法情報課・井樋 三枝子)

・ <https://www.whitehouse.gov/briefing-room/presidential-actions/executive-orders>

【EU】 少額訴訟手続規則改正

欧州議会は、2015年10月7日、「欧州少額訴訟手続規則(EC) No861/2007」の改正案(COM(2013)0794)を承認した。この規則は、訴訟額が少額の、私人及び法人による民事及び商事に係る訴訟手続を簡易化及び迅速化し、費用を軽減することを目的に2009年1月に発効したもので、2014年1月までに見直しを行うこととされていた。今回の改正では、訴訟額の上限を2,000ユーロから5,000ユーロに引き上げる。訴訟額の上限は、欧州委員会提案の10,000ユーロに対しEU理事会が4,000ユーロと主張したため折衷案として5,000ユーロに落ち着いたが、5年後に見直しを行い更なる引上げを検討する。欧州議会によれば、現行規則は訴訟にかかる費用の40%を削減し、訴訟期間を平均2年5か月から5か月に短縮したとされ、今回の改正で規則が適用される訴訟額の範囲が広がったことにより訴訟件数の増加が見込まれる。この改正案は、2015年6月29日に関係機関の間で合意が成立しており、今後EU理事会で更なる審議を経ずに採択される見込みである。(海外立法情報課・田村 祐子)

・ <http://www.europarl.europa.eu/plenary/en/texts-adopted.html>

【EU】 緊急農業支援策

欧州委員会は2015年9月7日、ロシアの輸入禁止措置や価格下落で苦しむ乳製品、豚肉等の生産者への支援を主たる目的とした、5億ユーロ規模の包括的支援策を発表した。9月15日にこの包括的支援策の一つである市場安定化政策として、民間在庫補助(PSA)の予算と輸出促進事業の拡充が示された。PSAとは、市場価格が下落した品目を在庫として保管した費用の一部を補助するものである。脱脂粉乳、チーズ及び豚肉の3品目が今回のPSAの対象となり、各加盟国に総額4億2000万ユーロが分配される。また、輸出促進事業の拡充としては、農産物生産者の域外市場への参入を容易にすることを目的に、農産物に関する情報供給と販売促進策への融資条件について規定した規則(EU) No1144/2014(2014年11月に公布)の詳細を定めた委任規則(EU) 2015/1829及び実施規則(EU) 2015/1831が採択され、10月13日のEU官報で公布された。これらの規則は、2015年12月1日から施行される。(海外立法情報課・田村 祐子)

・ http://ec.europa.eu/agriculture/newsroom/223_en.htm

【EU】 固定勤務地のない労働者の移動時間に関する EU 司法裁判所の裁定

EU司法裁判所は、2015年9月10日、定まった勤務地がない労働者が自宅から最初の顧客訪問先までと最後の顧客訪問先から自宅まで移動する時間は、労働時間を構成するとの裁定を下した(Judgment in Case C-266/14)。2014年6月、スペインの高等裁判所に当たる全国管区裁判所がEU司法裁判所に労働時間指令(Directive 2003/88/EC)に照らした先決裁定を求めていた。これは、スペイン全土に顧客を持つ防犯会社が、マドリッドの中央事務所を残して他の地方事務所を閉じて以降、従来は労働時間に換算していた、防犯装置の設置とメンテナンスを行う従業員の自宅と顧客訪問先間の移動時間を休憩時間と見なすようになったことに対して労働組合が訴えを起こした件に関連したものである。EU司法裁判所は、移動前に職務リストを渡されること、雇用者の指示による移動中の訪問先変更や取消しの可能性等を挙げ、移動時間はこの指令の規定する「雇用者の裁量で活動し、義務を履行するために労働者が働く全ての時間」を構成するとした。(海外立法情報課・田村 祐子)

・ <http://curia.europa.eu/jcms/upload/docs/application/pdf/2015-09/cp150099en.pdf>

【イギリス】 テロリズム防止のための大学向け指針の制定

イスラム教徒である自国民の「イスラム国」参加が問題となっているイギリスは、2015 年対テロリズム及び安全保障法（本誌 265 号、pp.3-50 参照）によって地方自治体、保健機関等に、テロリズムへの誘引を抑制するための法的義務を課しており、政府に目的に沿った指針をこれら機関に与える権限を付与している。同法は当該義務を高等教育機関（以下「大学」）にも課しており、2015 年 9 月 17 日に大学にも指針が与えられることとなった。指針は、学内で行われるあらゆるイベントに関して、内容が過激かつテロに人々を誘引する可能性があるか否かを検討し、同じイベント内で反論を提示する等の議論のバランスをとる措置が準備できない場合は講演を中止すること、政府、警察と積極的に連携すること、たとえ暴力を標榜しなくてもテロの温床となりうる過激な主張の浸透リスクを測定すること、学内からのインターネットアクセスについて過激な資料へのフィルタリングを検討すべきこと等、大学が従うべき具体的内容を定めている。（海外立法情報課・岡久 慶）

・ <https://www.gov.uk/government/publications/prevent-duty-guidance>

【フランス】 刑事手続に関する EU 決定の国内法の制定

刑事手続に関する EU の 3 件の枠組み決定（2009/829/JAI、2008/947/JAI 及び 2009/948/JAI）を国内に適用する「刑事手続を EU 法に適応させる法律」が 2015 年 8 月に制定された。2 件は、判決の前と後において、監視や義務を伴うが勾留されず自由な状態に置かれる措置を EU 域内で国を超えて執行できるようにし、対象者が置かれる状況を改善する規定である。フランスで未決時に司法統制処分を課された者が他の EU 加盟国に通常居住している場合、両国司法当局相互の協議により、対象者は勾留されることなく居住国の司法当局の管理下で当該司法統制処分を受けることを可能とする。逆の場合も同様となる。同じ趣旨で、保護観察又は代替刑の判決を受けた後に通常居住する国で生活の続けながら処分を受けることを、両国司法当局相互の協議により可能とする。残る 1 件は、複数の EU 加盟国における同じ件に対する捜査の競合、訴追の重複を避けるため、関係国の司法当局間の合意により一国を中心に一本化する規定である。（海外立法情報調査室・豊田 透）

・ <http://www.legifrance.gouv.fr/eli/loi/2015/8/17/2015-993/jo/texte>

【フランス】 フランス国有鉄道（SNCF）の組織改編

巨額の負債、組織の不合理性等多くの課題を抱えるフランス国有鉄道（SNCF）について、オランド政権は 2013 年から改革に着手し、2014 年 8 月に「鉄道改革法」を成立させた。これは国有鉄道の組織を抜本的に改編する法律で、SNCF 本体と鉄道網保有機構（RFF）に分割されている弊害を解消するため、①SNCF Réseau（鉄道網施設の保有・管理）、②SNCF Mobilité（運行サービスの運営）、③（新）SNCF（統括）の 3 機構を設立した上で一体として機能する統合組織とした。また SNCF の監視委員会には国も参加することとし、運営への介入の度合いを強めた。成立に先立つ 2014 年 6 月に改革案に反対する大規模なストライキが繰り返し実施されフランスの鉄道網が麻痺したことは、国外でも大きく報道された。2015 年 1 月に新機構が法的に発足し、7 月 1 日付で大規模な人員の異動・再編が実施された。その結果、SNCF が 1 万人、SNCF Réseau が 5 万人、SNCF Mobilité が 9 万 5 千人という規模となった。改編の成否は今後を待つこととなる。（海外立法情報調査室・豊田 透）

・ <http://www.legifrance.gouv.fr/eli/loi/2014/8/4/2014-872/jo/texte>

【ドイツ】 難民の大量流入に対処するための法改正

2015 年に約 80 万人の難民が流入するとの予想を受け、庇護申請に係る手続の迅速化のために関連諸法が改正された (BGBl. I S.1722, 一部を除き 2015 年 10 月 24 日施行)。庇護を申請する外国人の 4 割がバルカン諸国の出身であるが、バルカン諸国においては、難民認定の要件である政治的迫害等が行われておらず、何らかの保護が決定されるのは申請者の 1%未満にすぎない。バルカン諸国からの人の流入を阻止するために、アルバニア、コソボ及びモンテネグロが「安全な出身国」に追加された (庇護法附則 II)。「安全な出身国」の外国人の庇護申請は、当該外国人が具体的な迫害の証拠を示さない限り、「明らかに根拠がない」として却下される。また、申請が却下された者の国外退去強制を徹底するために、国外退去強制の日付を予告してはならないこと (滞在法第 59 条)、受入施設における庇護申請者の個人的な欲求を満たすための現金給付は、可能な限り現物給付とすること (庇護申請者給付法第 3 条) 等が定められた。

(海外立法情報課・渡辺 富久子)

・ BT-Drucksache 18/6185, 6386.

【ドイツ】 連邦軍海外派兵の議会関与に関する連邦憲法裁判所判決

議会関与法は、連邦軍の海外派兵には、連邦議会の事前の同意が必要であることを定めている。遅滞のおそれがある場合には、事前の同意は必要ないが、事後の同意を得なければならない。2011 年 2 月 26 日、空軍の輸送機に乗り込んだ武装兵士が、内戦の行われているリビアからドイツ人 22 人を含む民間人 132 人を救出した。救出は短時間で終了したが、連邦政府は、連邦議会に対して事後の同意を得ていなかった。この件について、連邦憲法裁判所は、2015 年 9 月 23 日、次のように判決した (2 BvE 6/11)。人道上の目的であっても、連邦軍の海外派兵には、連邦議会の同意を必要とする。遅滞のおそれがある場合には、事後の同意が許される。当該時点で既に派兵が完了していた場合には、同意を得る必要はないが、連邦議会に対し包括的な事後報告をしなければならない。遅滞のおそれがあったかどうかの判断は、連邦政府の政治的決定ではなく、連邦憲法裁判所が客観的な基準に基づいて検証する。

(海外立法情報課・渡辺 富久子)

・ <http://www.bundesverfassungsgericht.de/SharedDocs/Pressemitteilungen/DE/2015/bvg15-071.html>

【ドイツ】 健康増進及び病気予防を強化する法律

2015 年 7 月 25 日、健康増進及び病気予防を強化する法律が施行された (BGBl. I S. 1368)。同法は、公的医療保険法 (社会法典第 5 編) 等の関連法令を改正する法律であり、その概要は次のとおりである。健康増進及び病気予防のための公的医療保険からの給付は、①生活習慣病予防、②保育園、学校、介護施設等における健康増進、③企業における健康増進に分類される。これらのための給付額は、2016 年以降、年間被保険者 1 人当たり 3.09 ユーロから 7 ユーロに引き上げられ (公的医療保険法第 20 条)、その結果、給付総額は約 5 億ユーロとなる。7 ユーロのうち、②と③のために各々 2 ユーロが使われる。また、給付を必要とする者に給付が行われるための諸措置が定められた。具体的には、健康上のリスクとなる生活習慣等を把握するための予防的な健康診断及び給付 (第 20 条及び第 25 条)、児童・青少年健診の上限年齢の 16 歳未満から 18 歳未満への引上げ (第 26 条)、地域の調整機関による中小企業の健康診断支援 (第 20b 条) 等がある。

(海外立法情報課・渡辺 富久子)

・ BT-Drucksache 18/4282, 5261.

【ロシア】 極東の土地を無償分与する法案

2015年9月4日、ウラジオストクで開催された極東経済フォーラムに出席したロシアのプーチン大統領は、極東の土地をロシア国民に無償分与する法案を早期に作成し、議会に提出するよう内閣に命じたことを明らかにした。人口減少の続く極東に移住者を呼び込むことが目的とされ、無償分与の対象には北方領土の土地が含まれる。経済発展省と極東発展省が共同で作成した法案によると、ロシア国民は極東においてロシア政府又は地方自治体が所有する最大1ヘクタールの土地を無償で借り受け、当該の土地において最低5年間、ロシア連邦法に違反しない活動を行った後に私有地として分与を受ける権利を有すると規定されている。現在、同法案は内閣において検討されており、ロシア議会の広報紙『パラメンツカヤ・ガゼータ』9月22日付によると、11月半ばには下院に提出される見込みである。下院北方及び極東地域委員会のハルトーノフ委員長は、同法案は生活に困窮する若い家族の極東への移住を促すものであると述べている。 (海外立法情報課・小泉 悠)

・ http://minvostokrazvitia.ru/press-center/news_minvostok/?ELEMENT_ID=3548

【ウクライナ】 新軍事ドクトリンの採択

ウクライナのポロシェンコ大統領は、2015年9月24日大統領令第555/2015号「ウクライナ国防安全保障会議 2015年9月2日付決定「ウクライナ軍事ドクトリンの新たな改訂」について」を発出し、同国の国防政策の指針の改訂（以下「新ドクトリン」）を承認した。新ドクトリンでは、米露対立や中東における紛争などにより国際情勢が先鋭化するとともに、平時とも有事とも判別のつかない「ハイブリッド戦争」の脅威が高まっているとの国際情勢認識を初めて盛り込んだ。また、ロシアがウクライナ東部で特殊作戦を展開し、国際規範に違反し、ウクライナに対する諜報活動を強化していることなどを理由として、ロシアをウクライナに対する脅威と初めて明確に位置づけた。その上で、ロシアによる全面的な侵略、国連の承認を経ない平和維持活動の名を借りた特殊作戦、港湾の封鎖、内乱の惹起などが想定されるとして、米国及びNATO加盟諸国を主要なパートナーとする方針が打ち出された。 (海外立法情報課・小泉 悠)

・ <http://www.president.gov.ua/documents/5552015-19443>

【韓国】 銃規制の強化

日本と同様、韓国においても一般に銃器の所持は禁止されているが、一定の要件の下に警察の許可を得て猟銃、空気銃等の銃器を所持することができる。近年、これら銃器を用いた事件が相次いでいることから、2015年7月24日、「銃砲、刀剣、火薬類取締法」（2016年1月7日から「銃砲、刀剣、火薬類等の安全管理に関する法律」に題名変更）が改正され、銃規制が強化された（2015年11月2日施行）。法改正により、①所持許可を得た銃器及び実弾を警察の指定する場所に保管すること、②保管場所から持ち出す場合は、銃器又は銃器所持者の位置情報を確認できるようにすること、③所持許可の更新期間を短縮すること（5年→3年）、④精神疾患等の欠格事由に関する個人情報、当該情報を管理する機関（大統領令で規定）の長が警察庁の長に通報すること等が規定された。所持許可を得た銃器及び実弾を指定場所に保管しない者は、5年以下の懲役又は1千万ウォン（1ウォンは約0.1円）以下の罰金に処される。 (海外立法情報課・藤原 夏人)

・ http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_S1C5W0Y4D2N8Y1J7E2U1Z0E4M3U7C2

【韓国】 金融会社の社内組織体制に関する法律の制定

これまで個別に規定されていた、金融機関（銀行、証券会社、保険会社、信用金庫、クレジットカード会社等）の内部統制に関する事項を体系的に整備するため、2015年7月31日、「金融会社の支配構造に関する法律」が制定された（2016年8月1日施行）。同法の制定により、金融機関に対し、①原則として取締役総数の過半数を社外取締役とし、取締役会の議長を社外取締役から選出すること、②社外取締役の資格要件を強化すること（直近3年間に当該金融機関の常勤役職員又は非常勤取締役であった者の除外等）、③取締役会の構成及び運営、取締役会内の委員会の設置、役員の成果評価等に関する原則や手続を整備し、インターネット等で外部に公示すること等が規定された。また、これまで大株主に対する適格性審査（関連法令の違反状況等に関する審査）の対象外であった保険会社、クレジットカード会社等に対しても、大統領令で規定する一定期間ごとに同審査を受けることが義務付けられた。

（海外立法情報課・藤原 夏人）

・ http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_N1S5X0L4Z3Q0A1M0K2W0V1M0Q8L9I7

【韓国】 中学校の自由学期制とキャリア教育の強化

2015年9月15日、初等中等教育法施行令が改正され、「自由学期制」の導入に向けた法整備が行われた。自由学期制とは、中学校教育課程の特定の1学期を、討論、実習等の生徒参加型キャリア教育を主体とした教育に充てる制度であり、朴槿恵（パク・クネ）政権の教育分野の主要課題の1つに位置付けられている。教育部（部は省に相当）が同年8月6日に公表した試案では、①第1学年1学期、同2学期、第2学年1学期の中から学校ごとに選択して実施すること、②当該学期中、計170時間以上をキャリア教育に充てること、③当該学期は中間・期末考査を行わないこと等を骨子とする内容が盛り込まれており、2016年から全面施行される予定である。また、キャリア教育全般に関しては、2015年6月22日、進路教育法が制定され（同年12月23日施行）、①国及び地方公共団体の責務、②専任教員の配置、③キャリア教育センターの運営（国・地方）、④体験学習提供機関に対する支援、⑤体験学習提供機関の認証制度等が規定された。

（海外立法情報課・藤原 夏人）

・ http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_M1T3H0C1K1A0I1K7B0L0I2B3Y3Y2Z1

【中国】 弁護士の業務上の権利の保障

2015年9月16日、最高人民法院、最高人民検察院、公安省、国家安全省、司法省の合同通知「弁護士の業務上の権利の法的保障に関する規定」が公表され、同日施行された。同規定は全49か条から成り、弁護士に対し業務上の権利を保障し、当事者の合法的な権利利益、法律の正確な実施及び社会の公平と正義を守る役割を十分に発揮させ、司法の公正を促進することを目的として制定された。弁護士の業務上の知る権利、接見交通権、関係資料の閲覧権と秘密保持義務、証拠の収集・採用請求権、意見陳述権等について定めるほか、弁護士の業務上の権利保障に関する救済措置及び責任追及制度についても具体的で明確な規定を設けている。近年、中国では弁護士数が増加し、2014年末現在、約27万人に達している。弁護士の社会的役割が大きくなる一方で、人権派弁護士の拘束などをめぐり、各国から批判される事態もしばしば発生している。今回の規定により、そのような状況の改善が期待されている。

（海外立法情報調査室・岡村 志嘉子）

・ http://www.gov.cn/xinwen/2015-09/20/content_2935435.htm

【中国】 家庭内暴力防止法案

中華全国婦女連合会の最近の統計によれば、同会が受理した家庭内暴力関連の訴えは中国全土で年間約 4～5 万件に上る。家庭内暴力が大きな社会問題の 1 つとされる中で、2015 年 8 月、家庭内暴力防止法案が全国人民代表大会常務委員会に提出された。法案は、家庭の構成員に対する殴打、傷害、身体の自由の強制的な制限等の行為の予防・抑止と被害者の保護を目的とし、総則、家庭内暴力の予防、家庭内暴力の処置、人身安全保護命令、法的責任、附則の全 6 章 35 か条から成る。家庭内暴力の防止を社会全体と各家庭の共同責任であると定め、①予防中心の対策実施とその経費保障、②公安機関への被害届出と公安機関の対応義務、③学校、医療機関から公安機関への通報義務、④加害の状況・程度に応じた処罰（治安管理处罰、民事・刑事責任の追及）、⑤差し迫った危険がある場合の裁判所への保護命令申立て等の内容を含む。社会的関心も高く、法案審議後 1 か月間の意見公募では、8,792 人から計 42,203 件の意見が寄せられた。（海外立法情報調査室・岡村 志嘉子）

・ http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/lfgz/flca/2015-09/07/content_1945923.htm

【中国】 教育改革のための法改正案

中国政府は現在、「国家中長期教育改革発展計画綱要（2010-2020）」に基づく教育体制改革を推進している。その一環として、教育法、高等教育法、民営教育促進法をそれぞれ一部改正するための一括法案が、2015 年 8 月 29 日、第 12 期全国人民代表大会常務委員会第 16 回会議に提出された。法改正の要点は、①教育の基本的な制度整備の一層の推進、②高等教育機関の管理運営の適正化、③民営学校の管理制度の見直し、④違法行為に対する法的責任の強化である。具体的には、学校教育の地域格差や学校間格差の是正、就学前教育の拡充、教育の情報化・国際化の推進、少数民族地域における民族言語による教育の保障、高等専門学校等の設置認可権限の省級地方政府への移譲、高等教育機関における学術委員会の役割強化と評価制度の拡充、営利団体による学校設置に対する規制緩和などが含まれる。また、国家統一大学入試で不正を行った受験生は、悪質な場合、当該試験の受験資格が 1～3 年間停止されることになる。（海外立法情報調査室・岡村 志嘉子）

・ http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/lfgz/flca/2015-09/07/content_1945949.htm

【オーストラリア】 放射線防護・原子力安全法の改正

2015 年 9 月 10 日標記の法改正が裁可された（同年 10 月 8 日施行）。放射線防護・原子力安全法は、原子力法、放射性廃棄物管理法などとともに主要な原子力関係法のひとつで、放射能の影響から国民の健康・安全、環境を保護するため、放射線防護・原子力安全庁に、放射線を発する物質と施設に関する免許権限（物質免許はトリチウムライト等国防省、施設免許は研究のための原子炉などを持つ原子力科学技術機構に対するものが多い）を与え、必要に応じ調査、指令、検査権限を与えることなどを定めている。今回の改正の主な内容は、国際原子力機関（IAEA）が行った勧告の一部を法制化するもので、放射線防護・原子力安全庁の権限について、①関係者の出頭を含む情報収集権限の強化、検査官の改善通知の発行権限の付与、②緊急指令の要件の拡大（重大な被害のおそれがあり、法令違反がある場合という要件を、法令違反がなくても発することができるようにする）、③上述の免許の期限設定権限の付与等である。（海外立法情報調査室・吉本 紀）

・ http://www.aph.gov.au/Parliamentary_Business/Bills_Legislation/Bills_Search_Results/Result?bId=r5490

【オーストラリア】 遺伝子技術法の改正

2015 年 9 月 10 日標記の法改正が裁可された。遺伝子技術法は、国民の健康・安全、環境を保護するため、遺伝子組換え生物（GMO）の取扱いを規制してそれがもたらすリスクを管理する法律で、GMO の取扱いを免許制とし、独立性の強い法定機関として規制官を置いてその任務を定め、検査権限と緊急事態の際の指令権限等を付与し、国として統一ある対応を行うべく連邦と州との間の協定を結ぶことを主な内容としている。今回の改正は、法律で義務付けられた法運用のレビュー（2006 年、2011 年実施）に基づく勧告を反映させるもので、①規制官に義務付けられている四半期ごとの報告の廃止、②規制官が行うリスクアセスメントの結果を公示する媒体の規制緩和、③GMO から生産される GMO 以外の物質で、それを他の機関が承認する制度があるものを規制官の任務の対象から外すことなどを主な内容とし、安定度を増した運用実績の上に、規制官の活動の裁量度を拡大しつつ、より効率的な規制を行おうとするものである。

（海外立法情報調査室・吉本 紀）

・ http://www.aph.gov.au/Parliamentary_Business/Bills_Legislation/Bills_Search_Results/Result?bId=r5489

【ニュージーランド】 有害電気通信法の成立

電気通信上の「有害な書込み」による深刻な被害の防止と被害者への迅速で効果的な被害是正手段の提供を目的として、2015 年有害電気通信法（2015 年公法律第 63 号）が、2015 年 7 月 2 日に裁可された。有害な書込みにあたるものは幅広く、他者の個人情報の開示、嫌がらせ、「釣り」・「煽り」行為、自殺の教唆・扇動等の書込みが含まれ、曖昧過ぎるとの批判もあった。有害な書込みが深刻な被害を引き起こす場合、投稿者や投稿を掲載した企業は、最長 2 年の拘禁刑又は最高 5 万 NZ ドルの罰金（約 400 万円、企業は 20 万 NZ ドル）を科される。また、有害な書込みに対する苦情を受け付け、投稿内容や投稿者を調査する新機関の設置と、被害者が投稿者や企業に対し書込みの削除や謝罪を命じる裁判所命令を求めるための制度の運用を、この法律の裁可後 2 年以内に実施する規定がおかれ、裁判所命令に反する場合は、最長 6 か月の拘禁刑又は最高 2 千 NZ ドルの罰金（企業は 2 万 NZ ドル）が科される。

（海外立法情報課・井樋 三枝子）

・ <http://www.legislation.govt.nz/act/public/2015/0063/latest/whole.html#DLM5711845>

【インドネシア】 煙害問題で周辺国と覚書締結へ

スマトラ島での山火事の煙が、季節風の影響で周辺国に流れ込む問題（煙害）が 2015 年も発生した。シンガポール、マレーシアでは 2015 年 9、10 月に「不健康」とされる PSI 基準値（101～200）を上回る日が続き、「非常に不健康」（201～300）、「有害」（301 以上）の観測地域では休校やイベント中止措置が取られたほか、食料品価格にも影響を与えた。シンガポール政府は 9 月 25 日、越境煙害法（2014 年 8 月可決）に基づいて煙害の原因となっている企業に被害防止措置を取るよう通告した。同法は、海外に土地を所有もしくは占有する個人または組織がシンガポールに煙害をもたらした場合に罰金刑を科すものである。マレーシア政府も同様の法を導入する検討に入った。他方、マレーシア・インドネシア両政府は、2015 年 7 月、越境煙害に共同で対処することで合意し、年内の覚書締結を目指している。インドネシア政府は、煙害被害を受けているシンガポール、フィリピン、ブルネイ等周辺国とも同様の覚書を締結するとしている。

（海外立法情報課・光成 歩）

・ <http://www.straitstimes.com/singapore/environment/spore-clamps-down-on-five-firms-over-haze>

【ミャンマー】 法定最低賃金の適用開始

2013年に最低賃金法が制定されたものの、具体的な賃金水準が設定されていなかったミャンマーで、2015年9月1日、日額3,600チャット（約380円）の最低賃金が適用された。最低賃金法は、公務員、家族経営の労働者、船員を除く全ての労働者に適用され、最低賃金を定める国家委員会の設置、立入検査等の権限を持つ査察官の任命、同法に違反した場合の罰則規定等を定めている。法定金額を下回る賃金を支払った事業者には、1年未満の禁固もしくは50万チャット未満の罰金又はその両方が科される。政府は6月に最低賃金を発表した。産業別雇用者数で最大規模の縫製業界は、日額2,500チャットを超えれば国際的な競争力を失うとしており、操業停止を示唆するなど反発した。なお、工場法は、工場労働を一日8時間（週44時間）以内とし、時間外労働には倍額を支払う旨を定めている。基本給が低く抑えられ、時間外給与や臨時の俸給が収入の一定部分を占める給与構造が、最低賃金の制定によってどう変化するかも注目されている。（海外立法情報課・光成 歩）

・ <http://www.mmmtimes.com/index.php/in-depth/15431-unravelling-the-minimum-wage.html>